

『割賦販売法・特定商取引法三段対照法令集』 正誤表（二〇一八年八月六日）

本書において、本文の記載に関する誤りがございました。

ご使用に際しご不便をおかけいたしますことをお詫びし、謹んで当該箇所之差替頁を掲載いたします。

2 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、前項の規定による調査その他の方法により知つた事項からみて、販売業者又は役務提供事業者が講じようとする第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は第三十五条の十七の十五に規定する基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるときは、クレジットカード番号等取扱契約を締結してはならない。

3 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、そのクレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者について、定期的に、又は必要に応じて、経済産業省令で定めるところにより、第一項に規定する事項を調査しなければならない。

- 4 前条第三号に定める事項については、加盟申込店が講じようとする法第三十五条の十六第一項及び第三項並びに法第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第三百三十二条各号、第三百三十三条第一項から第六項まで及び第三百三十三条の十四各号に定める基準に適合しているかどうかについて調査しなければならない。
- 5 前条第四号に定める事項については、調査の日前五年間に特定商取引に関する法律による処分を受けたことのある無及びその内容その他の事項について、加盟申込店からの申告又は利用者若しくは購入者等から申出を受けた苦情の調査その他の適切な方法により調査しなければならない。
- 6 前条第五号に定める事項については、前項の調査の結果、調査の日前五年間に特定商取引に関する法律による処分を受けたことその他の法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為があつたことが明らかである場合に、必要かつ適切な方法により調査しなければならない。
- 7 前条第六号に定める事項については、加盟申込店からの申告、利用者若しくは購入者等から申出を受けた苦情の確認、認定割賦販売協会の保有する情報の確認、又はインターネットを用いた情報の取得その他の適切な方法により調査しなければならない。
- 8 前条第七号に定める事項については、前項の調査の結果、加盟申込店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況及び加盟申込店以外の加盟店（以下この項において「他の加盟店」という。）によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為の発生状況からみて、当該加盟申込店が当該他の加盟店に比し、著しく利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められる場合に、必要かつ適切な方法により調査しなければならない。
- 9 前条第八号に定める事項については、加盟申込店によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るため必要かつ適切な方法により調査しなければならない。

- 2 前条第一号に定める事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
- 一 加盟申込店が行う取引の種類
 - 二 加盟申込店の氏名、生年月日、住所及び電話番号（法人にあつては、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）
- 3 前条第二号に定める事項については、加盟申込店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは権利又は提供しようとする役務の種類を示すものについて調査しなければならない。
- ※4項以下9項まで上段参照
- 【関連・平成29年施行規則パブリックコメント(N)〇、37、38、39、42、43、44、45、48、50】
- 第四百三十三条の七 法第三十五条の十七の八第三項の規定により第四百三十三条の五第一号から第三号まで、第六号及び第八号に定める事項の定期的な調査については、次項から第五項までに定めるところにより、それぞれ適切な頻度で行わなければならない。ただし、第三項から第五項までに定める調査は、加盟店におけるクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する取引状況を常時監視することその他これと同等以上の措置を講ずることをもつて代えることができる。
- 2 第四百三十三条の五第一号及び第二号に定める事項については、加盟店に関して調査した事項のうち変更があつた事項について調査しなければならない。
- 3 第四百三十三条の五第三号に定める事項については、加盟店が講じる法第三十五条の十六第一項及び第三項並びに法

<p>40</p> <p>省令第百三十三條の五第三号、 第百三十三條の六第四項及び第 百三十三條の七第三項</p>	<p>39</p> <p>省令第百三十三條の五の四第九 号から十二号まで及び第百三十 三條の六第四号から九号まで</p>	<p>38</p> <p>省令第百三十三條の五及び百三 十三條の六</p>	<p>37</p> <p>省令第百三十三條の五及び第百 三十三條の六</p>
<p>よつて、全ての様式中において、事業者についての法人番号の記入欄を設けて、その記載を行なわせるようにしていただきたい。（事業者側は「三桁の数字が記載されたゴム印一つを作る等すれば容易にその記載を行なえるのではないかとと思われる。故に事業者間に発生する負担は非常に低いと思われるが、これにより社会が得る利益は大きい。）金融に關係する所での法人番号の利用は、絶対的に望ましいと考えられるものであるが、国は、国・社会・国民の安全と効率を維持・向上のため、法人番号の利用を積極的に進めていただきたい。</p> <p>第百三十三條の五第四号以下を削除し、第四号として性能規定の考え方に関する事項（例えば、「四、前番号に掲げる事項のほか、加盟申込み店又は加盟店によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るため必要かつ適切な事項」とすべきである。併せて、第一二三條の六第四項から第十項を削除し、リスクベース及び性能規定の考え方に関する事項（例えば、「前条第四号に掲げる事項については、加盟申込み店又は加盟店によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るため必要かつ適切と認める場合に、必要かつ適切な方法態様で調査しなければならない。）」とすべきである。</p> <p>百三十三條の五第四号以下を削減し、第四号としてリスクベースアプローチ及び性能規定の考え方に関する事項を置くべきである。併せて、百三十三條の六第四項から第十項までを削除し、リスクベースアプローチ及び性能規定の考え方に関する事項を置くべきである。</p> <p>契約時調査項目のうち漏洩、不正利用の調査を省略可能としていただきたい。</p>			
<p>第百三十三條の五第三号、第百三十三條の六第四項及び第百三十三條の七第三項からすれば、初期調査及び途上調査を双方において、加盟店におけるクレジットカード番号等の適切な管理及び不正な利用の防止の完全な調査を求めているように思われるが、このような規定は、「性能規定」の考え方に従い、契約締結時の調査及び締結後の途上調査を事業者の合理的判断により組み合わせて行うことを認めるとする、割賦販売小委員会報告書の趣旨に合致しない。とりわけ初期調査を偏重するのではなく、初期調査及び途上調査を総合して勘案し、加</p> <p>ご意見を踏まえ、省令第百三十三條の五から第百三十三條の十の規定を修正する。 なお、省令百三十三條の六条第一項第二号の「先進的な技術又は手法」における「先進」性については、本改正省令の施行時又は適用時を基準とし、いずれかの基準により認められれば足りるものと考ええる。</p>			